

○名寄地区衛生施設事務組合監査委員条例

〔 昭和39年2月28日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 昭和45年2月23日 条例第3号 昭和58年4月1日 条例第1号
平成18年3月27日 条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条第1項の規定により、監査委員を置くものとし、これら必要な事項については名寄市監査委員条例（平成18年名寄市条例第31号）を準用する。

附 則（昭和39年2月28日 条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年2月23日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日 条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

